

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月12日現在

機関番号：31302

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830060

研究課題名（和文） 植民地への財政権限委譲論議研究

研究課題名（英文） Study on the transfer of fiscal powers to the colonial territories.

研究代表者

佐藤 滋 (SATO SHIGERU)

東北学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：90616492

研究成果の概要（和文）：1920年アイルランド統治法の施行によって、北アイルランド政府・議会は独自の立法権限、財政権限などを獲得し、イギリスは実態として「連邦制国家」となった。法施行直後は、これを機能させようとした勢力もいたが、第二次世界大戦を経て、1920年法は形骸化するに至る。本研究は、この間の経緯を、財政権限委譲論議を中心に分析することで、イギリスおよびイギリス帝国における統合と分離の力学を明らかにする。

研究成果の概要（英文）：The enactment of the Government of Ireland Act 1920 which gave legislative and fiscal powers to the Government of Northern Ireland transformed the British constitution into federal one in a practical way. However, impact of World War 2 broke the federal characteristics of that Act. I focus on the discussion of the transfer of fiscal power to consider the collapse process of the 1920 Act.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2012年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：財政学、財政史

科研費の分科・細目：財政学・金融論

キーワード：イギリス帝国、財政権限委譲、連邦制、北アイルランド

1. 研究開始当初の背景

イギリスはかつて、植民地の財政権を利用することで自国に有利な状況を創出することが可能であった。しかし、植民地の独立とともにイギリス帝国の財政権限は各地域に委譲され、そのことがイギリスの政治＝経済的地位に大きな影響を及ぼすことになった。イギリス帝国史研究は国際金融論の領域で大きな成果を挙げているが、グローバルな財政関係に着目したものはまだ少ない。本研究は、植民地への財政権移譲論議を総体的に明

らかにすることで、研究史の空白を埋めようとするものである。

2. 研究の目的

本研究は、イギリス公文書館において、イギリスから各地域への財政権限委譲に関連する資料を収集・分析することを目的としている。関連する多くの資料を収集したが、科学研究費の成果として提出するために、手始めに、1920年アイルランド統治法の形成過程とその運用実態を、財政権限委譲論議に着目

しながら分析した。財政権限委譲論議に着目することで、統合と分離の間で揺れるイギリス＝アイルランド関係を、制度論的に理解することが可能であるからである。また、アイルランドへの財政権限委譲問題は、イギリスの国制を大きく変更したものであるとして、国際的な次元にとどまらず、国内的な次元においても重要である。

3. 研究の方法

主として、イギリス公文書館と北アイルランド公文書館所蔵の未公開資料を用いて、1920年法の形成過程と運用過程とを、歴史的・制度論的にアプローチした。

4. 研究成果

研究成果は、現在、雑誌『地方財政』で査読中である。また、同じ内容のものを、今年(2013年)の日本財政学会で報告予定である。

(1) 本研究の成果と意義

以下、論文の一部を抜粋し、本研究の成果と意義を明らかにする。

「歴史的にみてイギリスと連邦制との関係は、極めて深く、重要なものである。イギリスは、アメリカ、アイルランド、帝国・コモンウェルス、植民地、ヨーロッパといった国や地域との間に抱える問題を解決するために、連邦制を利用してきたのである(Henig 2007, Kendle 1997)。イギリスにおける連邦制を扱った研究はこれまでになかったわけではないが(Burgess 1995, Livingston 1956, Rose and Madgwick 1982 など)、ブレア労働党政権下でスコットランド、ウェールズ、北アイルランドに独自議会・政府の設立が認められるようになると、イギリスを連邦制論の観点から論じる研究が増えてきた。実際に、Laffin and Thomas 1999 は、イギリスを、権力の分割、成文憲法、司法、地域代表制、政府間(財政)関係の5つの観点から論じたうえで、公的な否認にもかかわらず、イギリスが連邦制モデルの一種として理解可能なことを主張している(Laffin and Thomas 1999: 89)。また、近年の連邦制に関する国際比較研究にも、イギリスは積極的に取り入れ始められつつある(Burgess 2012)。これらの先行研究と同様、本稿はイギリスにおける連邦制の問題を扱うが、特に注目したのは、1920年アイルランド統治法(以下、1920年法)の形成とその運用実態についてである。1920年法の成立に伴い、イギリスは機能的には連邦制国家となったものと考えられるが、このことは、帝国・コモンウェルスやヨーロッパ連邦などの対外的な問題の解決に連邦制が使用された事例とは異なり、イギリ

スの国制そのものの変容をもたらしたものであるからである。イギリスの中央-地方間関係は、「単一国家」の範疇で論じるにはあまりにも複雑なのである。先に示した Laffin and Thomas 1999 などをはじめ多くの研究が指摘しているように、連邦制とは成文憲法によって立法権限が分割された二層制の政府からなる国家体制のことに他ならない。この点から考えれば、1920年法が、南北に独自議会・政府の設置を認めたいうで、外交や防衛といった対外的な問題を除き、司法、農業、教育、老齢年金、医療・労働、地方税補助など、域内に関わるほぼすべての権限を南北アイルランド政府・議会に与えていることや、連邦政府と北アイルランド政府との間の財政問題を処理するために共同国庫委員会を設置するよう規定していることは見逃せない(後述)。また、立法範囲が抵触した際のウェストミンスター議会の優越に関わる条項や、アイルランド議会の召集・停会・解散といったアイルランド総督の権限に関わる条項が、施行後すぐに死文化していることも重要である(Burgess 1995: 115)。さらに、本論で示すように、アイルランド問題が国際問題化している以上、1920年法はウェストミンスター議会によって一方的に撤廃できるようなものではなくてきた。結果として、Hadfield 1992 が指摘するように、北アイルランド政府は「連邦システムにおける州や国家と同種のもの」となり(Hadfield 1992: 3)、イングランド、スコットランド、アイルランド、ウェールズの議会同盟を意味した「連合」国家は、「連邦」国家という新たな意匠をまとうようになってきたものと考えられる。ただし、法制定直後におけるイギリスの連邦制は総じて、集権的に機能した。したがって、集権-分権、単一制-連邦制の組み合わせを考えた場合には、この時点でイギリスは集権的な連邦制国家として分類可能である。しかし、本稿で明らかにするように、イギリスにおいては連邦制が特異な形で導入されたこと、また、導入後に訪れたいくつもの分岐点を經由したことで、法的にはともかくその実態としては形骸化してしまう。以上に示したように、地方分権か連邦制かの区分が、1920年法それ自体の特徴から直接導けるものではない点は重要である。実は従来の研究は、1920年法制定から本法の機能的な形骸化に至るまでの間を、十分に扱ってこなかった。そのため、例えばKendle 1997のように、1920年法それ自体の特徴を持って、「真の連邦制」とは異なるものとして捉える見解が一方で存在している。彼によれば、国制的・財政的権限の制限によって北アイルランドがウェストミンスター議会の「なすがままになった」からだというのが(Ibid, xi)、先にみたように、

国制的にはこれを連邦制と同種のものとも見ることが可能であるし、ウェストミンスター議会の権限の強さを認めたとしても、連邦制はただちに分権的な国家をもたらすようなものではない。集権的な連邦制国家もまた存在しているからである (Anderson 2008=2010、12~13 頁)。また、領域政治の展開を重視する Rose and Madgwick 1982 などの見解とも整合的ではない。この点は、Kendle 1971 でも同様であるが、連邦制が主として思想的側面 (=連邦制主義) に軸点を置いて分析され、1920 年法の運用実態そのものを十分に取り扱ってこなかったことが影響しているものと思われる。結果として、イギリス政府に働きかける北アイルランド側の主体的な側面や、イギリス政府が連邦制を機能させようとしていた事実を無視することになっている (後述)。少なくとも制定後しばらくの間、1920 年法が連邦制を保障するものとして捉えられていたことが重要である。さて、連邦制の実態を分析するにあたって、先行研究はその財政的側面に注目してきた (Jalland 1983、佐藤 1999、日浦 2003、日浦 2010)。アイルランド問題を財政から迫る研究が少なかったことを思えば (Jalland 1983)、これらは研究史の空白を埋めるものとして重要である。しかし、これらの研究が問題としているのは、1920 年法の前身となる 1914 年法であり、時期としても、第 1 次世界大戦勃発前までに限定されている。1914 年法は初めてイギリス議会を通過したのものとしてたしかに重要ではあるが、イギリスの連邦制を論じるうえでは、この法案の施行が第 1 次世界大戦によって「延期」され、結局のところ新法が制定されたことの意味が大きい。なぜなら、第 1 次世界大戦を経ることによって、1914 年法では法適用を免れていた北アイルランドへの連邦制導入が避けられなくなったこと、南部アイルランドが独立に向かったことで結果として北アイルランドにのみ法が適用され、連邦制国家としての歩みを始めることになったからである。ようするに、これら先行研究は、北アイルランドのアルスター問題を避けたことで、法の運用実態の分析には至っていない。Ollerenshaw 2008 が指摘するように、いまだに南北分離以後の北アイルランドに対する関心は薄い。その意味では、Lawrence 1965 は現在でも参照さるべき文献である。この研究は、1920 年法以後、北アイルランド政府がどのような実態を持って運営されていたのか、その財政的側面を含めて詳しく論じている。連邦制国家としての側面が無視されてきたのも、イギリス側の財政関係資料からは北アイルランド財政の情報をほとんど知りえなかったことが強く影響しているものと考えられる以上、貴重な研究である。ただし、北アイルランド政府

を一枚岩のようなものとして描いたことで、連邦制を機能させようとした人間が北アイルランド政府内部にも存在していたことや、イギリス政府が財政資源の節約の観点から連邦制をとにかくも機能させようとしていた事実には触れていない。北アイルランド政府側の利害と、マクロ経済管理を重視するに至ったイギリス政府、とりわけ大蔵省の利害とが一致していく過程で、1920 年法が次第に形骸化していったことが分析されていないのである。そこで本稿では、北アイルランド政府の公文書、北アイルランド公文書館の未公開資料、イギリス公文書館の未公開資料などを用いて、1920 年法の運用実態を、イギリス側、北アイルランド側双方の意図を踏まえて分析したい。そのとき、法の運用実態で重要な問題はほぼ財政問題に集約されていたことから、財政的側面を中心に論ずる。ただし一方で、1920 年法が形骸化してもなお存在した理由を明らかにしておく必要あるだろう。これは、1920 年法以後の歴史にのみ限定しては理解することはできない。そのためには、第 1 次世界大戦を経て南部アイルランドが「事実上の国家」として機能しはじめたこと、そしてこれにイギリス、アメリカという同一民族を抱える 2 つの多民族国家が相互に影響しあったことで、1920 年法が 3 国関係の落とし子として生まれたことを見る必要がある。すなわち、1920 年法は、アイルランド、アメリカ、イギリスの間の微妙な国際的な政治均衡を達成するために必要とされたものでもあったのである。その後、南部アイルランドが独立、離反することで 1920 年法は北アイルランドにのみ適用されることになったが、本稿ではこの 1920 年法の運用実態を、第二次世界大戦終了時までを対象として論じたい。およそこの時期までに、行財政運営におけるパリティ原則が確立し、その適用範囲がほぼすべての内政分野に拡張していったからである。以上のように本論文では、(1) 1920 年法の形成過程を論じるなかで、本法が存立している国際的な次元について言及し (第 1 章および第 2 章)、その後、(2) その運用実態について財政問題を主軸に論じていく (第 3 章)。第 1 章、第 2 章では、アイルランドをめぐる政治上・経済上の基礎的な背景や事柄についても言及したい。」

(2) 今後の展望

本研究はもともと、財政権限委譲論議を中心に分析することで、イギリスおよびイギリス帝国における統合と分離の力学を明らかにすることが目的であった。このたびの研究で、統合と分離の力学を支えるアイデアが、Federal Britain という標語に要約されることが理解できた。今後は、植民地独立過程における Federal の理念とその制度的表現を、

国際的な次元を中心に分析することを考えている。

その研究の一環として、現在は、東南アジアを中心に、財政権限委譲問題の整理を進めている。戦後になり、コモンウェルスに非白人地域が内包されることで、帝国＝コモンウェルスの統合はますます深刻化していく。その実態を、歴史的、制度論的に明らかにしたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 滋 (SATO SHIGERU)
東北学院大学・経済学部・准教授
研究者番号：90616492

(2) 研究分担者

なし ()
研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ()
研究者番号：